

令和5年3月第1回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 令和5年2月24日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 木村 由希子
- 2番 小山 昌 広
- 3番 栗林 澄 惠
- 4番 木内 文 雄
- 5番 新見 準
- 6番 小川 喜 敬
- 7番 山田 雅 士
- 8番 小澤 孝 延
- 9番 角 麻 子
- 10番 小菅 耕 二
- 11番 木村 利 晴
- 12番 石井 孝 昭
- 13番 林 修 三
- 14番 山口 孝 弘
- 15番 小高 良 則
- 16番 加藤 弘
- 17番 京増 藤 江
- 18番 丸山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	大木俊行
総務部	長	片岡和久
市民部	長	中込正美
福祉部	長	吉田正明

健康子ども部長	井口安弘
経済環境部長	相川幸法
建設部長	市川明男
高齢者福祉課長	岩間友紀子

・連絡員

秘書広報課長	田中和彦
総務課長	湯浅孝史
障がい福祉課長	渡辺近
健康増進課長	小山田俊之
環境課長	塚本賢一
道路河川課長	中村正巳

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加曾利佳信
教 育 部 長	土屋武志

・連絡員

教育総務課長	秋葉忠久
--------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	梅澤孝行
副 主 幹	佐藤竜一
主 査	嘉瀬順子
主 査	安見里香

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

令和5年2月24日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## ○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

加藤弘議員及び新見準議員より、一般質問をするにあたって参考資料の依頼がありましたので、配付しておきました。

次に、朝日新聞社より撮影依頼がありましたので、これを許可いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第1、2月22日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、順次質問を許します。

最初に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

## ○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。

今議会の一般質問は、3点について、伺います。

まず、1点目は市債について、伺います。

予算編成の際に、民生費等においては額や率が国の法律などで定められていることから、市税や国や県からの交付金が優先的に割り振られ、他の部署の予算においては、事業関連が多くを占めることから市債の活用が多くなってきていると考え、推測するところであります。

そこで、質問要旨の第1は、土木債、教育債の償還と利率について、伺います。

## ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和5年度に予定している主な土木債は、道路改良事業1億8千810万円、市営住宅整備事業5千880万円で、その他合計しますと3億1千870万円となっております。

また、教育債の主なものとしましては、中央公民館施設整備事業費6千150万円、中学校施設整備事業費5千110万円、その他合計しますと1億8千300万円となっております。

これらの地方債に限らず、全ての地方債につきましては利率や償還の方法などを予算で定めておきまして、地方債を起す場合は千葉県と協議を行い、同意を得ることで、利率の有利な公的資金を借入れすることができますが、協議等を通じまして公的資金と民間資金の適正な配分を行う必要がある場合は民間資金での借入れとなり、その場合は市内金融機関等に見積り依頼を行い、利率が一番低い金融機関で適正な借入れを行っております。

## ○加藤 弘君

それでは、再質問させていただきます。

道路改良事業は1億8千810万円と伺いましたが、市民が日々の生活道路として多用している市道2級線等には、どの程度の予算が組まれているのか、伺います。

**○建設部長（市川明男君）**

国等の補助金等の配分次第で、予定する箇所や施工延長等につきましては変更がありますことから、具体的な費用までは申し上げられませんが、令和5年度に実施したい主な路線といたしましては、市道210号線の歩道整備工事、これは引き続きの事業でございます。そのほか、道路整備工事といたしまして、市道104号線、三区39号線、三区40号線、五区1号線、朝日36号線などを予定しているところでございます。

**○加藤 弘君**

雨水排水対策事業は、この起債の中に含まれているのでしょうか。もし、含まれているとすれば、どこどこを計画されているのか、伺います。

**○建設部長（市川明男君）**

地方債の道路排水施設整備事業の実施場所でございますが、五区1号線及び三区40号線の道路排水整備工事を予定しているところでございます。

また、流末排水施設整備事業の実施場所といたしましては、上砂区の流末排水施設整備工事を予定しているところでございます。このほか、一般財源のみでの対応箇所もございますので、よろしく願いいたします。

**○加藤 弘君**

それと、中央公民館施設整備事業6千150万円、これはどういう内容なのか、教えていただけますでしょうか。

**○教育部長（土屋武志君）**

中央公民館の市債の整備事業の内容ですが、まずは中央公民館の中棟・南棟の照明及び街灯の照明のLED化、並びに音楽室天井改修工事です。音楽室につきましては折り天井ということで、改修せよという指摘がありまして、それで改修する予定でございます。あわせて、この工事に係る管理業務。また、中央公民館の大会議室につきましても折り天井で、改善の指摘を受けていますので、大会議室天井改修工事設計業務。以上の3つの業務でございます。

**○加藤 弘君**

それでは、次に移ります。

現在、市民の皆様が市行政に対する関心度は大変低いのではないかと危惧しております。区への加入状況や、消防団への団員加入状況、各種選挙の投票状況などを散見しても、そのように受け取れます。

そこで私は、国や県が引き続き推進を発信している市場公募地方債を考えました。現在の利子は大変低いですが、一人でも多くの市民の皆様へ利子を還元することで、市行政への関心と、自分たちの住むまちへの思いを高めていただき、市行政への参加意識を構築していくことは、これからの街づくりの上においても大変重要ではないかと考えます。

現在の市内金融機関等を利用しての市債発行は、まとまった金額を確実に確保することができ大きなメリットがあると考えますが、市民協働の観点から見ることも必要ではないかと考えます。

そこで、質問要旨の第2は、市民債の利活用について、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

市民債と言われる市場公募債で、個人が購入できるものには、全国型市場公募地方債と住民参加型市場公募地方債の2種類がございます。住民意識の高揚や施策のPRなどを目的として、購入者を当該債権の発行団体に居住する個人などに限定して行っているものは住民参加型公募地方債となっております。県内では、習志野市が令和元年度に実施して以降、実施している市町村はございません。

市場公募債のメリットは、資金調達先の選択肢が増えること、住民にとっては出資することによって行政に参加しているという自覚が出てくることなどといったことが挙げられますが、近年は市場金利の低下に伴い、銀行等引受債でも有利に調達が行える状況にあります。

このような状況を踏まえ、今後、新たな資金調達先として住民参加型市場公募債を導入するかは、慎重に調査研究を行ってまいりたいと考えております。

**○加藤 弘君**

それでは、再質問させていただきます。

実質公債費比率が何パーセント以上になると起債制限がかかるのか、伺います。

**○財政課長（和田暢祥君）**

お答えいたします。

実質公債費比率は起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものでございまして、この比率が18パーセント以上の団体は起債にあたり許可が必要ということになります。また、健全化法の関係で25パーセント以上の団体につきましては一定の地方債の起債が制限されまして、また35パーセント以上の団体につきましては、さらにその制限の度合いが高まるというような状況になってございます。

なお、本市につきましては令和3年度決算で6.5パーセントとなっておりますので、起債の制限がかかるというようなことはございません。

**○加藤 弘君**

引き続き、お伺いします。

国や県は、市場公募地方債の発行を引き続き推進と発信しておられますが、当市の考えを伺います。

**○財政課長（和田暢祥君）**

お答えいたします。

先ほど市長からもご答弁を差し上げたとおり、住民参加型市場公募債というのは、自治体が特に地域の住民等を対象に販売する地方債で、2001年から財政投融资改革ということで

地方債に投入される政府系資金が減少したことに伴い、資金調達の多様化を図るため、地方分権改革の一環で創設されたということでございます。

総務省自治財政局地方債課のまとめによりますと、第1号となったのは平成13年度末に発行された群馬県の愛県債でした。当初は利回りが預貯金の金利より高いことから人気を博しまして、年ごとに発行する自治体が増加したんですけれども、ピーク時の平成18年度には全国124団体が3千513億円の発行があったということでございます。

直近の状況なんですが、平成30年度は全国13団体で209億円の発行という形になってございますが、発行団体数・発行額ともに減少傾向をたどっておりまして、近年ではベースとなる国債金利の低下によりまして投資家の投資ニーズが減退しているというような声も聞かれるところでございます。一部の銘柄では、募集額が発行総額に満たない募集残というのも生じてしまっている状況も聞かれるところでございます。

市場金利の低下によって、銀行等引受債で有利に資金調達が行える状況でございますので、市場公募債の発行につきましては、住民参加型の公募債の発行については十分な調査研究を行いまして、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○加藤 弘君

それでは、質問の第2、安全・安心について、伺います。

先般、千葉日報の記事を見た翌日、佐倉警察署交通課の課長さんを訪ね、教育委員会がツイートをを行ったアンケートについて、いろいろと伺ってきました。カラー刷りで作成されたチラシの現物を見せていただき、使用の仕方を伺い、即、五区や東吉田区に使用させていただきました。自由記入のアンケートを拝見させていただき、児童・生徒の皆さんの思いを感じさせていただきました。本日も参考資料として配付させていただきましたので、ご覧になってください。

今日の質問の安全・安心は、道路関連問題について、特化して伺ってまいります。

質問要旨の第1は、通学路の安全対策について、伺います。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

通学路の安全対策につきましては、道路管理者、警察、八街市、そして教育委員会が連携し、対策を進めております。

安全対策の強化に向けて、佐倉警察署交通課が市内小学生を対象にした交通安全に関するアンケートを実施し、結果をまとめたチラシを作成、配布するとともに、車輛の取締り強化を行いました。チラシの内容は、通学路の安全について、子どもの意見や運転手への要望を載せており、運転手に向けて運転マナーの向上を呼びかけるものになっております。チラシは、学校教育課を通じて各校へ配布するとともに、交番だよりを通じて全市内に回覧いたしました。

教育委員会といたしましては、今回のアンケート結果も参考にしながら、今後も関係各課と連携しながら、通学路における児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

○加藤 弘君

それでは、再質問させていただきます。

佐倉警察署が児童・生徒に行ったアンケートの結果を見て、それぞれの立場で、防災課、道路河川課、教育委員会の感想を伺います。教育委員会は今ちょっと答弁いただいたので結構ですが、防災課と道路河川課の方でお願いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

お答えします。

アンケート結果を見ますと、道路を歩いているときに危ないと思ったことは、車の速度が速いと。運転手さんをお願いしたいことは、ゆっくり運転してほしいという回答が多くありました。

防災課としましては、引き続き、速度規制を要望していくとともに、積極的な速度取締りについても警察に要望してまいりたいと考えております。また、交通安全運動などにおいて、車を運転する方に安全運転の励行のチラシ配布などの啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

○建設部長（市川明男君）

先ほどのアンケート結果でございますが、総務部長もおっしゃったとおり、道路を歩いているときに危険を感じる場面といたしましては車の速度が速いとき、また車が自分の近くを通過するときなどとなっております。

このため、道路を管理する者、立場としては、まずは現状の幅員の中で短期で対応できるものから、引き続き整備してまいりたいと考えているほか、多額の費用を要する道路整備事業につきましては、地権者の方をはじめとする関係者のご理解やご協力を頂きながら、国の補助制度などを活用して、計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

また、大変申し訳ございません、この場で先ほどの再質問を一部訂正させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（鈴木広美君）

はい。

○建設部長（市川明男君）

先ほど加藤議員の質問要旨1、市債の（1）土木債、教育債につきましての答弁の中で、令和5年度に行う道路整備工事といたしまして、市道104号線の次に、三区39号線と誤って言ってしまいました。正しくは、一区39号線の誤りでございます。おわびして訂正させていただきます。

○加藤 弘君

それでは、質問要旨の第2、信号機設置要望の状況について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

信号機の設置要望につきましては、毎年、佐倉警察署長に対し要望書を提出しておりますが、

今年度は、令和4年9月に実施しました通学路緊急点検の結果や地元からの要望等を精査の上、他の交通規制と合わせ、15か所の設置要望を提出いたしました。

信号機を設置するためには、横断歩道での待機場所の確保など、交差点改良が必要となるため、設置には時間を要することとなりますが、引き続き関係機関と協議、連携いたしまして、信号機の設置について、強く要望してまいります。

**○加藤 弘君**

信号機をつけてほしいという要望は、防災課に書類を提出しますが、県公安委員会からの回答は、どの課が受けているのか、伺います。

**○総務部長（片岡和久君）**

お答えします。

信号機設置の要望は、市より、管轄である佐倉警察署長宛てに提出しております。回答につきましても、佐倉警察署長より八街市長宛てに頂いており、防災課で受けております。

回答では、現在の道路形態では設置困難、つまり交差点改良や歩行者の待機場所の確保が必要との回答が主なものでございます。

**○加藤 弘君**

現在、県公安委員会から八街市へ、信号機設置について、オーケーの回答を頂いている場所はあるのでしょうか。

**○総務部長（片岡和久君）**

お答えします。

必要性は認められるとの回答は頂いておりますが、具体的に設置がオーケーという回答は頂いておりません。なお、設置要望について、信号機が設置された場所もございます。

**○加藤 弘君**

先日、道路を車で走っていて気がついたんですけど、例えば県道では、坂江公民館の入り口のところで、押しボタンの信号機だと思うんですけど、工事されていますけど、県道はどうなんでしょうか。要望は、多分、地元で出していると思うんですけど、県道や国道に於けるそういう回答というのはやっぱり市に来るんですか。

**○総務部長（片岡和久君）**

県道や国道については市の方に、設置するとか、そういう回答は来てございません。

**○加藤 弘君**

分かりました。

質問要旨の第3は、交差点において、直進車輛が黄色信号でも交差点に進入するため、右折車輛は赤信号で右折している状況があちこちの交差点で見受けられます。このような状況から、交差点での車輛の事故が多々発生しております。

そこで、松林交差点、東吉田向台交差点の右折車線について、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

ご質問の2か所につきましては、道路幅員が狭い上、右折レーンが整備されていないため、交差点付近で慢性的な渋滞が発生していることは認識しております。また、歩道が整備されていない状況で大型車輛が進入してくることから、右折レーンの必要性は十分に認識しております。しかしながら、市内には右折レーンが整備されていない交差点が数多くあり、改善の要望も各方面から受けておりますので、地権者のご理解、ご協力をいただきながら、限りある財源の中で計画的な整備をすることができるよう、引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○加藤 弘君

それでは、質問要旨の第4、八街バイパス四区地先、雨水排水対策について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

バイパス四区地先の市道五区25号線につきましては、排水未整備区間で流末がないことから、今年度、道路かさ上げ工事を行いまして、勾配をつけるなど、少量の雨では道路が冠水しないよう、対策を行いました。

今後、バイパスの周辺道路の雨水対策としまして、調整池の計画を含め、問題解決に向け、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

なお、この路線は八街バイパスの抜け道として利用されており、道路が凸凹になりやすいため、定期的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

ちょっと再質問させていただきます。

五区25号線ですけど、抜け道となっていることから、大変、車輛の通過量が増えております。近隣住民の方は、車輛の通過時に碎石が飛んで、自分の車輛のガラスにひびが入ったり、新築の住宅に飛び石が当たって被害を受けていると。そのような理由から、ここは砂利道ですので、道路の真ん中に数個のパイロンを置いて、真っすぐに車が走れないような状態になっています。区長たちが、何とかしてくれということをお願いにあがったんですけど、なかなか協力を得られないということです。

そういう中で現在できる対策として、朝陽小学校の事故のとき、ガードレールの下にコンクリートの重りのついたものを置きましたよね。ああいうものを利用していただいて、道路、通過する場所を狭くしてもらって、スピードを落とすような形、そういう方策は応急処置としてできないのか。将来的には、あそこは3・4・3号線の一部にかかっていると思うので、今、舗装するのはなかなか難しいことだと思いますので、そのような応急的な対応策が何とかできないのかということで、地元区からも何とかしてほしいという要望がございますので、対応策として何かできないか、お伺いしたいんですけど。

○建設部長（市川明男君）

ご質問のありました五区25号線でございますが、先ほど言ったようにバイパスの抜け道として利用されていますが、砂利道ということでございます。その理由の1つといたしまして、

道路にたまった雨水の排水をする調節池も付近に存在していないことから、大雨時には度々冠水して、ご指摘いただいているところでございます。

このため、市長からもございましたとおり、まず雨水対策について、今後検討していきたいと考えておきまして、令和5年度におきましては、できれば事前調査の方に着手していきたいと考えているところでございます。

**○加藤 弘君**

何とか、ひとつよろしく願いいたします。

質問の第3は、市・消防組織について、伺います。

市民の方々においては、消防の組織体制を理解されておられない方が多く実在されていることを改めて知りました。区によっては、区長が1年交代という場所もあるようで、消防について、何でそんなに必要なのかということも声として伺っております。

そこで、質問要旨の第1は、各組織の役割について、伺います。消防委員会、消防団本部、各分団、市、各区、この5つの役割が明確に定義付けられるのであれば、お伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

各消防組織の役割につきましては、八街市消防委員会条例及び八街市消防団条例並びに八街市消防団規則に定められているところでございます。

消防委員会は、消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善その他消防団に関する重要事項について、市長の諮問に答え、または市長に建議することとされております。

消防団本部におきましては、消防団の運営について協議、決定を行うとともに、発災時には常備消防との連携調整や、出動分団の現場指揮にあたっているところでございます。

また、各管轄区域を担う分団につきましては、平常時の機械器具や水利点検を行っているほか、発災時には団長の招集により水火災その他の災害に出動し服務することとされておきまして、市民の生命、身体、財産を守るため、昼夜を問わず、ご尽力いただいているところでございます。

市につきましては、総務部防災課が消防団事務局として、消防団に関する事務全般を担当しております。

各区につきましては、地域を挙げて消防団に対しましてご支援いただいております。また、消防団員の確保が困難な地区におきましては、消防団員としてご活躍いただいているところでございます。

消防団員の皆様におかれましては、日頃、24時間、市民の安心安全のためにご尽力を賜っていることを、改めまして、この席をおかりして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

**○加藤 弘君**

質問要旨の第2、新たにできた団地の住民や、転入されてきた住民への消防団参加への呼びかけについて、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

近年、新たに小規模の団地などが立ち並びつつありますが、自治会離れの要因から、世帯状況が不明確であるため訪問しづらいとの声を多く耳にするところでございます。

このような状況を鑑みて、八街市産業まつり会場において消防団員募集のPRを実施しているところでございますが、今後開催する予定となっている八街市消防団の在り方に関する検討委員会でのご意見などを参考に、様々な消防団員募集のPR施策を検討し、消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

質問要旨の第3、今後の対応・対策について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市消防団の在り方に関する検討委員会の第1回会議を3月10日に開催する予定となっております。この検討委員会において、消防団員数や就業構造の推移をはじめとした八街市消防団の現状について、まずは共有してまいります。

また、検討委員会のメンバーの1人に、消防庁の消防団等充実強化アドバイザーを予定しておりますので、消防団員の確保など、先進事例の施策をご教示いただき、八街市において導入可能な施策につきまして、検討してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。

次に、公明党、木内文雄議員の個人質問を許します。

○木内文雄君

公明党の木内文雄です。

トルコ・シリア大地震では、被害の状況がまだ分かりませんが、拡大しつつあります。亡くなられた方は4万7千人を超えています。ご冥福をお祈り申し上げます。日本でも、いつ災害が起きるか分かりません。改めて、災害への備えが必要と考えています。

それでは通告に従って、質問させていただきます。

通学路の安全対策についてですが、住野神社より先の市道12号線の整備が地権者の理解の上で施工されており、近所の方からもお礼を言われております。児童が安心して通学できるようになります。感謝を申し上げます。ありがとうございます。

先日、朝陽小学校6年生より募金の贈呈をされた折、市長より、市内の通学路をはじめ、地域の道路整備にしっかりと努力していくと改めて誓うとの話がありました。

そこで、市道整備の状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市内通学路の安全対策につきましては、小学校の通学路緊急一斉点検で挙げられた対策の必要な150か所につきましては、道路管理者、警察、防災課、教育委員会が連携し、対策を進めております。令和5年3月末までには、ハード面、ソフト面での対策済箇所は140か所、93パーセントとなるよう、グリーンベルトや注意看板、路面標示など、早期に対応できるものから実施しております。

今後も引き続き、長期対策の歩道整備や交差点改良を含めまして、子どもたちが安全に通行できるよう、整備を進めてまいりたいと考えております。

**○木内文雄君**

ありがとうございます。進めていただくよう、お願いいたします。

今回は、朝陽小学校前の道路について、質問させていただきます。

朝陽小学校前の道路は、歩道が片側にできたことにより道路幅が狭くなり、通行しづらい状況にあります。現在、朝陽小学校前に工場建設が進んでいます。朝陽小学校側を大型車両が通行することなく、国道からの侵入を基本とすることで、児童が安心して通学できるよう、さらなる交渉をお願いいたします。

朝陽小学校前の横断歩道の余地が狭く、児童が危険な状態にあります。工場建設を機に、余地確保を含め、朝陽小学校前の道路整備について、お伺いします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

朝陽小学校前の整備につきましては、現在、住野区コミュニティセンター方面から登下校する児童の安全対策として、学校正門前の横断歩道付近の防護柵などの設置について、佐倉警察署や関係機関との協議が調いましたので、今後、早期に設置できるよう準備しているところでございます。

今後も子どもたちが安全に通行できるよう、引き続き計画的に道路整備を進めてまいりたいと考えております。

**○木内文雄君**

防護柵の設置をなるべく早くお願いしたいと思っております。

再質問させていただきます。ローソン前の交差点については、山田議員の答弁にもありましたが、最近も車が横転する事故がありました。ポールが設置されていて、歩道が狭くなっています。以前より何度も、信号機の設置を要望しております。

再度、市の考え方を伺います。

**○建設部長（市川明男君）**

ご質問のローソン前の交差点でございますが、議員にもおっしゃっていただきましたが、代表質問1、誠和会、山田雅士議員のご質問で市長より答弁がございましたとおり、令和5年度におきまして交差点改良の詳細設計を行う予定となっております。

**○木内文雄君**

なるべく早期に信号機等が設置されればと思います。設計のときには十分配慮していただ

ればと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、タクシー券の運用についてですが、65歳以上の方で、運転免許を持っていない方や病気等で運転できない方に高齢者外出支援タクシー利用助成券が交付されています。令和5年10月よりデマンド型乗合タクシーが実証実験されることとなりますが、現在の高齢者外出支援タクシーの利用者からは、片道ではあるが市外の病院に行く際にも利用できる等、便利になったとの声も伺っています。

そこで、タクシー券の令和5年度の配付について、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和5年度の高齢者外出支援タクシー利用助成事業につきましては、デマンド型乗合タクシーの実証運行を令和5年10月に開始することから、実証運行をよりよい内容にするため、事業の見直しを行った結果、令和5年9月末で事業を終了といたします。

また、交付枚数につきましては、年間30枚から、半年間で18枚を上限に改め、令和4年度に交付した方を対象としたプッシュ型で、3月末までに郵送でタクシー利用助成券をお届けする予定でございます。

#### ○木内文雄君

再質問させていただきます。

令和5年9月末で使用できなくなるということですが、現在、ふれあいバスが酒々井アウトレットモールに乗り入れたことから、市外につながる交通手段になっています。高速バスが八街駅より出ていましたが、現在は廃止になっています。酒々井アウトレットモールから東京へ高速バスが利用できたり、JR酒々井駅や京成酒々井駅等にも行けることで、利便性が上がっています。そのほか、南部地域では、東金等に行く方もいますので、条件等を検討していただき、令和5年10月以降についても高齢者外出支援タクシーの利用が可能となればと思いますので、再度伺います。

#### ○福祉部長（吉田正明君）

高齢者外出支援タクシー事業につきましては、ふれあいバスのルート削減を補完する目的で平成29年10月から始まったものでございますけれども、タクシー運賃の定額補助という性質であったために、居住地域によりましては運賃負担額が違うというような課題とともに、乗合タクシーの導入を要望する声が多く寄せられるようになったことから、デマンド型乗合タクシーの実証運行が開始されることになったものでございます。

デマンド型乗合タクシーの実証運行を開始するにあたりまして、その結果や効果というものを見極めるために、実証運行の開始に合わせまして、高齢者外出支援タクシー事業を終了することとさせていただきます。デマンド型乗合タクシーの実証運行の中で、既存のバス交通あるいは民間タクシー交通との相互連携というものを考慮しつつ、利用者の利便向上を目指した検討がされるものであるというふうに考えておりますので、どうかご理解いただけますよう、お願いいたします。

○木内文雄君

次に、福祉タクシー券について、伺います。

デマンド型乗合タクシー実証運行以降も変更等はないかについて、福祉タクシー券の令和5年度以降の配付について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

障害者手帳をお持ちの方に発行しています福祉タクシー券につきましては、身体障害者手帳1・2級の方、視覚・下肢・体幹機能障害の方は3級までの方、療育手帳④の1、④の2、④、Aの1、Aの2の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方を対象に交付しております。

高齢者外出支援タクシー券が終了する令和5年10月以降につきましては、高齢者外出支援タクシー券利用者の中で福祉タクシー券の交付対象となる方は、福祉タクシー券の申請が可能ですので、デマンド型乗合タクシーの案内と併せまして、福祉タクシーについても案内してまいります。

○木内文雄君

次に、高齢者の中には、先ほどもおっしゃっていましたが、福祉タクシーへ移行される方がいらっしゃると思いますので、再度の徹底をお願いしたいと思います。

現在、障がい者がタクシーを利用される際には10パーセントの割引が適用されることになっていますが、これはタクシー会社や個人タクシーの方の負担となっています。燃料費高騰等により負担になっています。また、全国では乗車拒否の実態もあるようです。

そこで、障がい者へのタクシー割引支援について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、千葉県タクシー協会の会員事業者を利用する際に運賃の10パーセント割引が受けられます。この割引につきましては、千葉県タクシー協会が行っているものと伺っております。

本市では、主に重度の障害がある方に福祉タクシー券を交付し、助成額について、乗車1回の料金の50パーセント、上限額1千円、1回の乗車で利用できる枚数は1枚から、令和4年度より1枚につき500円、1回の乗車で利用できる枚数は2枚に変更し、近距離でも利用しやすいよう改善を図ったところであり、10パーセント割引分についての助成は現在のところ考えておりません。

しかし、障害がある方に対する乗車拒否につきましては、あってはならないことだと認識しております。白杖を利用される視覚障害がある方や、車椅子を利用される方など、移動が困難な方が乗車拒否されることのないよう、引き続き千葉県タクシー協会に働きかけてまいります。

○木内文雄君

乗車拒否がないように、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

再質問させていただきますが、福祉タクシー券を利用された方についてだけでも、10パーセントについて、補助できないかどうか、再度お伺いしてよろしいでしょうか。

**○福祉部長（吉田正明君）**

その件につきましては、ただいま市長がご答弁申し上げましたとおり、現在のところ10パーセント割引分の助成につきましては、ちょっと難しいものというふうに考えています。

**○木内文雄君**

全国でもされているところがなく、八街ファーストで始めてはいかがかと思っております。

次に、生きがいに満ちた高齢者福祉の充実についてですが、コロナウイルス感染症等の影響もあり、高齢者が社会と関わる機会が減っております。生きがいを持って活動していくことが健康維持につながると思います。

そこで、高齢者が健康で生活できるために、健康ポイント制度についてですが、健康ポイントは高齢者だけでなく、健康診断を行った等、健康に関わることに付与され、市内商店等で使用できるポイント等を付与している市もあります。

そこで、八街市として導入していくかどうか、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

健康ポイント制度は、健診の受診や健康に関するイベント・教室への参加、ウォーキングへの取組などによりポイントを獲得して、一定のポイントを貯めると景品と交換する事業です。また、県が実施している「元気ちば！健康チャレンジ事業」と連携することにより協賛店のサービスを受けることができ、県内27市町で実施しております。市民の皆様が健康の大切さを認識し、よりよい生活習慣を身に付け、健康づくりを応援する事業であります。本市に合った、市民の皆様方が取り組みやすい事業を検討してまいります。

**○木内文雄君**

高齢者が社会に携わる唯一の問題でもありますし、また健康ポイント等により市内が潤う可能性もありますので、なるべく早い検討をお願いしたいと思います。

次に、带状疱疹ワクチン接種についてですが、令和3年12月、角議員が質問していますが、带状疱疹は50歳以上から発症率が高くなり、日本では年間約60万人が発生すると推定されております。50歳以上の罹患者が7割を占めています。ワクチンには2種類あり、生ワクチンと不活化ワクチンがあります。有効期間等の違いや金額に大きく差があります。助成の仕方には差がありますが、2022年7月時点で31自治体が導入しています。角議員の質問に対しては、国の動向を踏まえ研究課題とするとありましたが、自治体独自で助成してきています。

八街市における带状疱疹ワクチン接種助成について、お伺いします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

带状疱疹ワクチンについては、定期接種化に向けて、国の厚生科学審議会におきまして検討

が進められております。現在、帯状疱疹ワクチンによる疾病負荷は一定程度が明らかとなったものの、期待される効果や導入年齢に関しましては検討が必要とされ、定期接種化に至っておりません。

今後も国の動向を踏まえながら、近隣自治体の状況などを注視してまいります。

#### ○木内文雄君

八街市からも国の方へ要望をぜひお願いします。

次に、健康診断について、お伺いします。

健康診断は、早期にがん等を発見することで命が救える大切な事業だと思います。八街市の健康診断の状況について、お伺いします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国保年金課で実施しております特定健診の受診率は、令和5年1月末現在で27.2パーセントとなっており、令和3年度の受診率23.6パーセントを上回っております。本年度の集団健診は終了しておりますが、個別健診を新八街総合病院と市外の3病院で3月末まで実施しております。今後、みなし健診やJA健診も含めると、さらに受診率は上がる見込みとなっております。

また、高齢者を対象に行っております健康診断として、千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託事業である後期高齢者健康診査があり、令和4年度の受診状況は令和4年3月31日現在の75歳以上の人口9千681人のうち、長期入院者などを除く8千437人に通知いたしましたところ1千815人が受診し、受診率は21.5パーセントとなりました。令和3年度と比較しますと受診者数で77人の増加、受診率で1.1パーセントの増加となっております。

令和5年度には、集団健診のほかに個別健診も実施する計画であり、市民の皆様方に、より受診しやすい環境をつくってまいります。

#### ○木内文雄君

コロナの関係もあって、受診率が下がってございましたけれども、少しずつ改善している部分もあるのかなというふうに感じております。

続きまして、高齢化が進み、認知症が大きな問題となっております。早期発見につながる問診や認知症検査が行われておりますが、自覚症状が出ていないからと安心できるものではありません。MC Iスクリーニング検査で早期に発見できる可能性があります。

そこで、高齢者認証検査にMC Iスクリーニング検査を導入してはいかがかと思いますが、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

MC Iとは軽度認知障害のことで、健常者と認知症の中間段階を指してございます。MC Iの状態が5年ほど継続すると半数以上が認知症に進行すると言われておりますが、適切な予

防や治療を行うことにより、認知症の発症を防ぐことや遅らせることができます。MC I スクリーニング検査はMC I のリスクを測る血液検査でございますが、検査費用が高く、検査結果を予防活動等につなげていくことが重要となります。

なお、本市の健康診査の受託項目に含まれていないことから、MC I スクリーニング検査を直ちに実施することは大変厳しい状況でございます。

#### ○木内文雄君

高額なこともあります。早期発見が重要だと思いますので、補助金等を導入していただければと思います。

現在、健康診断で行われている胃がん検査ではバリウム検査が行われていますが、高齢者にとっては負担が大きく、検査を見送るケースが増えています。また、ほかの臓器がん検査は不十分です。近年のCEA内臓腫瘍マーカー検査が消化器系のがんの早期発見にも役立っています。

そこで、八街市のがん検診の見直しについて、お伺いします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国が推奨している胃がん検診の方法は、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査の2種類でございます。本市では集団方式によるエックス線検査を実施しており、バリウムの誤嚥を生じるおそれもありますが、予約受付時や問診で誤嚥のおそれを確認するとともに、万が一、誤嚥が生じた場合には会場の医師が対応しております。

腫瘍マーカー検査だけでは、がんの早期発見は難しいと言われております。また、国が推奨している胃がん検診の方法がエックス線検査と内視鏡検査の2種類であることから、本市においてはエックス線検査を当面の間、継続いたします。今後、個別方式を導入する際には、内視鏡検査を設けたいと考えております。

#### ○木内文雄君

内視鏡検査も少し大変なところがありますので、再質問させていただきます。

腫瘍マーカー検査だけでは不十分であることは理解しておりますが、1つの目安になり、異常が出たら再度、精密検査を選択すると思います。最近では、センチュウを利用した検査で15種類のがんの早期発見につながるという話もあります。藤沢市のふるさと納税の返礼品にもなっています。自己負担が増えても、腫瘍マーカー検査やセンチュウ検査を選択する方もあると思いますが、改めて市の考えを伺います。

#### ○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

先ほど市長から答弁を差し上げましたとおり、国が推奨しております胃がん検診の方法につきましてはエックス線検査と内視鏡検査の2種類でありまして、これらの検査が胃内部の病変を早期に発見するために実施されている検査でございます。

先ほど木内委員がおっしゃられましたとおり、いろいろながんを早期に発見するために腫瘍

マーカーという方法もあるんですが、マーカー自体につきましては、早期発見のためにもともと開発された検査手法ではなく、進行したがんの動態を把握するために行われるのが一般的な考え方であると言われておりまして、がんの早期診断のために確立された検査方法ではございませんので、今のところ本市といたしましては、先ほど市長が答弁を差し上げましたとおり、導入するという考えはございませんけれども、今後、腫瘍マーカーのやり方はまだまだこれから進歩していくのではないかというふうに私は考えておりますので、その辺の情報を取りながら、十分に調査研究して、有効性が認められた時点でどうしていくかということを考えていきたい、このように考えております。

#### ○木内文雄君

センチウ検査は結構評判もよく、ふるさと納税にも使われておりますので、新しいがんの早期発見につながる手法かと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、コロナウイルス対策についてですが、コロナウイルス感染は全国で3千200万人を超え、死者数は7万人を超えています。亡くなられた方のご冥福をお祈りします。依然として高い水準にありますが、減少傾向にあります。最近では、インフルエンザが3年ぶりに流行していますが、感染対策に努めなければならないと思います。

国の方針では、5月8日からコロナウイルス感染症を2類から5類に変更するとの話があります。季節性インフルエンザと同じ扱いになりますが、治療薬が開発されていないことから、まだまだ不安が残ります。

そこで、八街市のコロナ5類変更への対応についてです。

千葉県では、コロナに感染した方に、条件はありますが、食料品支援がありました。現在は中止になっています。八街市の支援と併せて、八街市のコロナ5類への変更への対応について、お伺いします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられ、インフルエンザなど同様の扱いとなります。本市におきましても、市民の皆様の多大なるご協力により、感染者数が日を追うごとに減少してきております。

今後、感染症法上の位置付けの変更に伴う各種の政策や措置の見直しが行われますが、決定後は、市民の皆様に速やかに周知するよう努めてまいります。

また、千葉県におきましては配食サービスを1月31日をもって終了いたしました。本市の自宅療養者等支援事業は、市内の感染者数・療養者数等を鑑みながら、当面継続する予定でおります。

なお、八街市新型コロナウイルス感染症対策本部は、法律の規定に基づき、5類感染症への移行に合わせて廃止することとなりますが、引き続き感染症対策に努めてまいります。

#### ○木内文雄君

ひとり暮らしでどうしても出られない方にとっては配食サービスは重要でありますので、他

市が中止していく中でも八街市は継続していただくことに感謝を申し上げます。

再質問させていただきますが、5類変更後の庁舎内等のマスク着用、パーティション等の変更について、伺います。

**○健康子ども部長（井口安弘君）**

お答えいたします。

政府及び千葉県におきまして、マスクの着用の考え方が見直されまして、3月13日から適用されるということが通知されております。

この通知に合わせまして、本市の対応といたしましては、まず職員が窓口業務に従事するときはマスクの着用を義務付け、その他の場面では個人の判断に委ねることを全庁に通知したところでございます。なお、この措置は、窓口業務に従事する職員のマスク着用により、高齢者の方など、重症化リスクの高い来庁者の方に対する感染症防止策を講じるものでございまして、3月13日から当分の間、実施することとしております。このほか、各窓口業務等、事務室内に設置してありますパーティションなのですが、こちらにつきましては当分の間、そのまま設置するといったような措置でございます。

**○木内文雄君**

先ほど言われましたが、マスクの着用については3月13日から個人の判断になっていますが、意識調査では「状況に応じて着用する」が66.7パーセントで、「状況に関係なく着用する」が27.8パーセントとなっております。

国は、卒業式でのマスクの着用は不要としていますが、学校のマスクの着用等について、お伺いいたします。

**○教育部長（土屋武志君）**

それでは答弁いたします。

千葉県教育委員会から出された令和4年10月13日付の学校における教育活動の実施についての通知を受け、修学旅行などの旅行的行事や学校行事、卒業式などの式典は制限が緩和され、新型コロナウイルス感染症の流行前に戻りつつあります。

特に、卒業式につきましては、マスクを基本的にはするんですが、答辞、送辞、あるいは挨拶ではマスクを取る、また、合唱等をやる学校もありますので、その辺についてはマスクを着用してくださいと。そのような形になると思います。

また、保護者については、各学校の判断によりますけれども、基本的に入れることにしておりますが、まだ来賓の方についてはご遠慮いただく方向性になっております。

また、入学式については、卒業式と同様の形になろうかと思っております。

先日もお答えしたとおり、子どもたちはこの3年間、マスクをしながらの学校生活、非常に苦しい学校生活であったと我々は考えておりますので、できる限り、個人の考え方もありますので、全員にマスクを外せという強要はできませんけれども、マスクを外して学校生活ができる、なおかつ、学校としては今まで、インフルエンザ等があっても学校生活を送っていただきましたので、様々な感染対策はしっかりと学校独自でしながら、子どもたちが明るい学校

生活を送れるような形で、5類になったとしても、しっかりと対応していきたいと考えております。

○木内文雄君

「状況に関係なく着用する」という27.8パーセントの方がいます。こんなところにも配慮していただきながら、進めていただければと思います。

これからも、新型コロナウイルス感染症対策及びインフルエンザ対策をしていただき、安心して学べる環境づくりをお願いして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で、公明党、木内文雄議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前11時04分)

(再開 午前11時14分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党、角麻子議員の個人質問を許します。

○角 麻子君

公明党の角麻子でございます。

通告に従い、順次質問いたします。質問事項1、災害時のペット同行避難についてです。

災害時に飼い主がペットを連れて避難する同行避難の受入れを円滑に進めるため、環境省は各自治体に同行避難の受入態勢の整備を促すため、事前の備えや災害後の対応について、自治体を実施すべき事項を確認できるチェックリストを公表しております。チェックリストは環境省が過去の災害で得られた教訓を基に作成されていて、日頃の備えから災害発生後まで、確認すべきポイントを時系列で列挙しています。

そこで、要旨（1）環境省が公表した自治体向け点検リストの進捗状況を順次確認させていただきます。

飼い主は、平時から災害時のペットの避難を考え、いざというときにペットとともに避難できる避難所を探しています。ペットを受け入れられる避難所等を確保し、その住所は平時に公表しておく必要があります。

そこで、①ペットの受入可能・不可能の避難所を公開しているか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市では、大規模な災害が発生し、避難所が開設された場合、避難所に飼っているペットを連れて避難することが可能であり、市ホームページに「避難所へのペット同行避難について」を掲載し、周知しております。

○角 麻子君

それでは再質問させていただきます。ペット受入れの条件というのがありますでしょうか。

**○総務部長（片岡和久君）**

お答えします。

まず、受け入れるペットの範囲といたしましては、犬、猫、鳥、その他危険を及ぼさない小動物としております。受入条件といたしましては、飼い主がケージ等を用意していること。餌や水などを用意しており、餌やりやふん尿の始末は飼い主自身が行えること。無駄ぼえしない、飼い主の指示に従うなど、基本的なしつけができていないこと。犬については狂犬病注射済証を持っていることとしております。

**○角 麻子君**

再質問ですが、場合によっては、例えば家が倒壊してしまって、ケージを持ち出すことができないことも考えられると思うのですが、ケージを持たずに避難所に来てしまった場合、どのように対応するかは決まっていますでしょうか。

**○総務部長（片岡和久君）**

お答えします。

先ほどお答えしましたが、飼い主がケージを用意していることを受入条件としておりますので、用意がない場合は避難所の環境確保の観点から基本的には受け入れることはできません。今後、ペット同行避難の際に必要な物の準備についての周知を図るとともに、避難所におけるペットに関する施設整備についても検討してまいりたいと考えております。

**○角 麻子君**

持ってこられない、そういう想定もありますので、段ボールなどで簡易的なケージを作ることでも可能ですので、今後対策を考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

避難所では、ペット連れの被災者とそれ以外の被災者が分離されることでトラブルのリスクも大幅に低減されます。

そこで、②避難所でペットが過ごす場所を確保しているか、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

避難所にはペットを連れた人も避難してきますので、誰もが利用できる場所であることが重要でございます。そこで、避難所でペットが過ごす場所につきましては、屋外にペット受入スペースを確保しております。

**○角 麻子君**

避難所でのペットの過ごし方にもいろいろあると思うんですけども、具体的にどのような環境で過ごすのか、確認させてください。

**○総務部長（片岡和久君）**

お答えします。

学校等の避難所におきましては、授業再開や児童・生徒の健康に配慮して屋外となりますが、

テントなどを使い、ペットが雨などに濡れないように対策し、ペットはケージ内で飼育することとなります。

**○角 麻子君**

次の③なんですけれども、①の答弁で全ての避難所で受入可能とありましたので、ちょっと飛ばしたいと思います。

次に、動物にアレルギーを持った方や動物が苦手な方は、対象動物と接しない場所に滞在してもらう必要があります。これらの方の居住空間とペットの飼養場所を分離するとともに、避難所内の移動でも動物との接点がないように動線を考えて、動物とのすみ分けをする必要があります。

そこで、④避難所で動物アレルギーを持った人と動物のすみ分けや動線を考えているか、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

動物が苦手な人やアレルギーを持った人もいるため、人とペットの居住区を分けて、ペット受入スペースを確保しております。また、避難所での動線につきましては、ペット同行避難の方の受付を別に設置して、受付後、ペット受入スペースに誘導しまして、一般の方との動線を分けることとしております。

**○角 麻子君**

災害は、その規模が大きくなればなるほど、広い範囲からの様々な支援が必要となってきます。

そこで、⑤獣医師や愛護団体と連携しているか、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

現在、公益社団法人千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と、災害が発生した場合において、動物救護に関する活動の協力に関して協定を締結しております。

また、今後におきましても、避難所へのペット同行避難について、獣医師会や動物愛護団体等と連携いたしまして、避難環境の充実を図ってまいります。

**○角 麻子君**

国や自治体が行う通常の災害支援に関しては整備されてきていますが、ペットと飼い主に対する支援体制の整備はいまだ十分とは言えません。しかしながら、これまでの災害では、地方獣医師会等がすぐに支援活動を開始し、またペットフードなどを扱う民間の企業は、災害時の市区町村からの物資支援要請に応えるために支援システムを構築しています。また、多くのボランティアがペットの支援にも駆け付けます。平時から県の動物愛護管理部局と連携し、獣医師会や民間企業、動物愛護団体などと災害時の協力体制を構築しておき、いざというときには支援を仰げるように、さらなる体制強化をお願いいたします。

ペットの災害対策については、一人ひとりが飼い主としての心構えを持って、普段から必要

な備えをしておくことが重要です。しかし、現実には、具体的にどんな準備をして何をすればよいのか知らない、または考えたこともないといった飼い主もいます。

近年、全国的にペット同行で避難訓練を実施する自治体が増えてきております。訓練の内容としては、避難所への受入手順の確認やお世話方法を確認する訓練、ペットの係留やクレートやケージに入る訓練、ペットの健康状態のチェックポイントや応急処置法を確認する訓練、屋内生活の方法や注意点を確認する訓練、ペット防災講座やクイズ、ペット同行避難グッズの展示等があります。どこも、楽しく参加できるように工夫をしているようです。

そこで、要旨（２）ペット同行避難訓練を実施する考えはあるのか、伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、年に１度、市職員を対象に避難所開設訓練を実施しておりまして、その中でペットと一緒に避難する被災者も想定し、訓練を実施しております。

今後につきましては、総合防災訓練等の中で、飼い主を対象としたペット同行避難訓練や、リードや狂犬病予防注射済票、ケージ等の準備など、平常時からの備えについて、周知することを検討してまいります。

#### ○角 麻子君

実際にペットと訓練することで、飼い主、また受入れ側も様々な課題が浮き彫りになると思います。犬もいろんな犬種がいます。小型犬と大型犬では対応も大分変わってくると思いますし、犬や猫以外のペットを連れてくる場合もあるわけですから、訓練を重ね、課題を明確にしていくことはとても大事だと思います。ぜひ早期にペット同行避難訓練を実施できるよう、計画を進めていただけますよう、お願いいたします。

それでは、次の質問に進みます。質問事項２、動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）の改正についてです。

約５０年前、１９７３年に制定されたこの法律は、動物取扱業のさらなる適正化や動物の不適切な取扱いへの対応の強化を目的として、２０１９年に４度目の法改正が行われました。２０２０年から２０２２年にかけて、３段階に分けて施行されています。確認を含めて、質問していきたいと思います。

まず、要旨（１）家庭動物等の飼養及び保管に関する基準についてです。

基準では、家庭動物の生態や習性に応じて、適切な餌や運動、睡眠を確保すること。生活する場所の衛生を保ち、周辺的生活環境にも配慮すること。飼育する頭数は適切な管理が可能な範囲内とすること。また、適切な管理を行うことができない場合は虐待となるおそれがあることを十分認識することなどがあります。飼い主として当然の内容ですが、法律として明確化されたことで、守れない場合は罰せられることとなります。

そこで、①法律として明確化されたことにより、虐待やネグレクトなど、不適切な飼養をしている飼い主に対して守れない場合は罰せることになっているが、本市の現状と課題はどうか、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

動物の愛護及び管理に関する法律の第44条におきまして、虐待やネグレクト等の不適切な飼養に対する罰則が設けられております。このような問題は、被害が大きくなってから発覚することが多く、早期に問題を発見し、対応していくことが重要であると考えております。

今後、動物の不適切な飼養については罰則規定があることや、相談窓口の紹介も含めて周知を行いまして、通報や相談があった際には、千葉県印旛保健所や警察と協力しながら、動物の適切な飼養を行うよう、指導等を行ってまいります。

**○角 麻子君**

罰則とありますけれども、罰則の内容について、もうちょっと詳しく教えてください。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

お答えいたします。

動物の愛護及び管理に関する法律の第44条では、愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者は5年以下の懲役または500万円以下の罰金に処すると規定されております。また、同条第2項及び第3項で、虐待やネグレクト、遺棄に対して1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処すると規定されております。

**○角 麻子君**

多頭飼いは市で把握しているのか、また頭数によっては報告が必要になるのかどうか、伺います。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

お答えいたします。

犬に関しましては市に登録制度がありますので、多頭飼育されている方を把握できますが、猫に関しましては特に登録制度がありませんので、把握できておりません。また、報告につきましては千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の第14条に、多頭飼育の届出についての規定がありまして、飼育頭数が犬と猫を合わせまして10頭以上となった場合には30日以内に千葉県知事へ、飼い主の指名や所在地などを届けることとなっております。

この条例について、まだご存じない方もおられると思いますので、ホームページをはじめ、いろいろな形で周知してまいりたいと思います。

**○角 麻子君**

知らない人は結構いますので、どうぞよろしく願いいたします。

近年、多頭飼育崩壊の報道もよく耳にしますが、本市では今までに、そのような市民からの通報や相談はあったのか、伺います。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

お答えします。

何年前なんですけれども、犬の多頭飼育崩壊のご相談がございました。この件につきましては市としても印旛保健所とともに多頭飼育の届出の提出をはじめ、里親を探して飼育頭数

を減少させる等の指導を行ってまいりましたが、改善が見られなかったため、千葉県、また警察と合同で、劣悪な環境に置かれていた多数の犬を保護したところでございます。現在も全て解決しているわけではございません、ある程度の改善が見られておりますけれども、現在もお印旛保健所と情報共有しながら注視している状況でございます。

今後も多頭飼育について、問題があった場合には千葉県と協力しながら対応してまいりたいと考えております。

**○角 麻子君**

多頭飼育崩壊は、警察、保健所、動物愛護団体等とともに情報共有しながら、一丸となって取り組まなければ解決できない問題ですので、今後もしっかりと対応の方をよろしく願います。

次に、要旨（２）第１種動物取扱業による適正飼養等の促進について、質問いたします。

劣悪な環境で事業を行う繁殖業者やブリーダーを抑止することを目的として、改正された内容となっています。そこで、①市内の繁殖業者やブリーダーはどのくらいいるのか、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

繁殖業者やブリーダーは第１種動物取扱業に該当し、事業所の所在地を管轄する知事への登録が必要となります。千葉県に登録されております第１種動物取扱業の中で、本市で犬を取り扱っている業者につきましては４５件でございます。

**○角 麻子君**

頭数があると、管理がしっかりなされていないと近隣住民とのトラブルが出る可能性があると思うんですが、そこで、②悪臭や騒音等、近隣とのトラブルはあるかどうか、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

第１種動物取扱業の登録者が取り扱う動物による悪臭や騒音等のトラブルにつきましては相談等ございませんが、一般の方から、近隣の犬の鳴き声やふんの不始末等の相談を受けることはあります。その場合は、千葉県印旛保健所とともに、動物の飼い方の指導や助言を行っているところでございます。

**○角 麻子君**

印旛保健所と具体的にどのような指導を行っているのか、また改善はされているのかどうか、もうちょっと詳しく教えてください。

**○経済環境部長（相川幸法君）**

お答えいたします。

印旛保健所とともに指導に伺った際には、動物の飼い方といたしまして、トイレのしつけをすることや、複数頭を飼っている場合は檻と檻の距離を開けて設置するなどの指導を行っております。また、散歩時には必ずふんの回収をするよう指導しており、これまで実際に指導

を行ったケースにおきましては、ほとんどの方は改善されております。ただ、一部の方は指導に従わないこともございますので、このような場合は再度指導を行いながら、改善を促してまいります。

**○角 麻子君**

近所だと、困っていても、飼い主本人に言いにくい人もたくさんいると思います。しっかりと指導してくださっているということで安心しました。今後も迅速な対応をお願いいたします。

次の質問ですが、要旨（3）マイクロチップ装着の義務化についてです。

昨年6月1日からマイクロチップの装着が義務化されました。繁殖業者や販売業者のみ、義務となっており、保護譲渡団体や飼い主は努力義務となっています。なので、今家庭で飼われている犬は必ずしも装着しなければいけないわけではありません。

まず、①装着義務化の目的とは何かを伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

マイクロチップを装着することによって、犬や猫が迷子になったときや、地震や水害などの災害、盗難や事故などによって飼い主と離れてしまったときに、マイクロチップを読み取ることでデータベースに登録されている飼い主の情報を確認することができ、飼い主のもとへ戻すことができます。また、マイクロチップ装着により、飼い主の身元が分かることで、犬や猫を捨てることの抑止につながることも、目的の1つとして考えられます。

**○角 麻子君**

マイクロチップが装着されている犬を購入または譲り受けた場合は、環境大臣が指定した指定登録機関にマイクロチップの識別番号と飼い主の情報を登録申請することが義務化されました。今までの主流であった民間事業のマイクロチップ制度に登録していた場合も、環境省のデータベースに登録する必要があるとされています。

そこで、②本市でのマイクロチップ情報登録状況を伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

本市における犬の登録件数でございますが、令和5年2月7日時点で4千462件でございます。このうちマイクロチップによる登録件数は200件でございます。

**○角 麻子君**

狂犬病予防法における犬の登録がありますが、今回のマイクロチップ装着の義務化で特例制度という言葉をよく耳にします。

そこで、③狂犬病予防法の特例制度とは何か、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

狂犬病予防法の特例制度は、犬にマイクロチップを装着し、環境省が指定する指定登録機関

へマイクロチップの情報登録を行うことで、市町村への狂犬病予防法に係る犬の登録と見なされる制度でございます。本市は令和4年10月1日からこの制度に参加しておりますので、10月1日以降に販売業者から犬を購入した飼い主の方は、指定登録機関へ名義等の変更登録をしていただければ、市役所へ出向いての登録手続は不要となりまして、マイクロチップが鑑札と見なされるため、鑑札の交付もありません。

なお、狂犬病予防注射につきましては従来どおり、接種後、市役所で注射済票の交付を受けていただく必要がございます。

また、個人間での犬の譲渡等でマイクロチップが装着されていない場合は、市役所にて登録手続を行い、鑑札の交付を受けていただくか、ご自身で獣医師に依頼してマイクロチップを装着し、環境省指定の登録機関に登録していただくこととなります。

#### ○角 麻子君

マイクロチップの情報登録の方法について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

#### ○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

動物の愛護及び管理に関する法律の改正によりまして、令和4年6月1日からペットショップやブリーダーなどの販売業者は犬や猫にマイクロチップの装着と、環境省が指定する登録機関への情報登録が義務付けられました。ペットショップやブリーダーなどの販売業者から犬や猫を購入された飼い主につきましては、マイクロチップに登録されている名義をご自身のものに変更する手続が必要で、パソコンやスマートフォンを使って、マイクロチップ登録サイトからオンラインで申請することができます。

#### ○角 麻子君

今まで市役所で登録をしていたときの1頭当たり3千円の手数料が減ることになります。犬の登録手数料で年間で今までどのくらいの収入があったのか、また今後はどのくらいの登録数を見込んでいるのか、伺います。

#### ○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

まず、犬の登録手数料でございますけれども、令和3年度決算額で89万9千600円、令和4年度は12月末現在で76万8千800円となっております。

令和5年度以降、マイクロチップを装着した犬の登録については窓口での登録事務が不要となりますので、犬の鑑札の交付件数はおよそ50件程度と見込んでおります。歳入といたしましては約15万円ほどを見込んでおります。

#### ○角 麻子君

マイクロチップ装着の義務化をまだよく理解していない、関係ないと思っている市民もいると思います。しっかりと周知していく必要があると思います。

そこで、④本市の周知方法はどうか、伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における犬のマイクロチップ装着の義務化に関する周知方法でございますが、回覧、広報やちまた、八街市のホームページ、電子メール、ツイッターにより行いました。ホームページにおいては現在もご案内させていただいております。

今後、狂犬病予防の集合注射などの機会を捉えまして、周知してまいります。

#### ○角 麻子君

定期的に発信していく必要があると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、質問事項3、飼い主のいない猫について、質問します。

飼い主のいない猫は、一般的に野良猫と呼ばれ、特定の人が飼育していない猫で、人間に捨てられたり、迷子になってしまった猫と、その子孫です。飼い主のいない猫に対しては、地域住民の一人ひとりに様々な思いがあり、しばしばトラブルの原因となっております。猫に困っている方は、ふん尿をされて困る、鳴き声がうるさい、子猫が生まれて猫が増えたと。猫を助けたいと思っている方は、かわいそう、自分では飼えないけど餌は与えたい。人によって、思いは様々です。

そこで、要旨（1）飼い主のいない猫のトラブル等の現状を伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

飼い主のいない猫によるトラブル等につきましては、敷地内へのふん尿や餌やりの相談が寄せられております。

#### ○角 麻子君

では、続けて要旨（2）それに対して本市での対策はどのようにしているのか、伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

猫につきましては、犬の狂犬病予防法のように規制する法律がなく、市では捕獲は行っておりません。千葉県動物愛護センターにつきましても、無条件に引取りは行われておりません。しかしながら、飼い主のいない猫に餌やりを行っている方に対しましては、必要に応じまして、印旛保健所とともに、餌やりのみを行わないよう、指導を行っております。

#### ○角 麻子君

こうした飼い主のいない猫をめぐる近隣トラブルを解決する方法として、地域猫活動があります。ふん尿や鳴き声などの問題を地域の環境問題として捉え、地域住民の合意の下、住民の活動グループが主体となって、不妊去勢手術や、一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行います。地域猫活動では、飼い主のいない猫を不要なものとして排除するのではなく、不妊去勢手術により一代限りの生を全うさせ、数年かけて地域から飼い主のいない猫がいなくなることを目的にしています。

そこで、質問です。要旨（3）市内で地域猫活動をしている地域の把握はされているのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域猫活動とは、地域ぐるみで飼い主のいない猫を保護し、不妊去勢手術を行いまして、当該猫に一代限りの寿命を全うしてもらい、飼い主のいない猫を減らそうとする活動でございます。

市内で地域猫活動を行っている地域の把握ということでございますが、当該活動を行っている、または行おうとしている方からの相談を受けたことがなく、現在のところ把握できておりません。しかしながら、個人で飼い主のいない猫を保護し、不妊去勢手術を行い、元の場所に帰すというTNR活動を行っている方がおられることは承知しております。このような方へは、印旛保健所と協力しながら、餌やりの場所や時間を決めること、トイレの設置及び清掃、近隣への周知を行うなどの助言を行っているところでございます。

○角 麻子君

飼い主のいない猫の寿命は短いとされています。その理由としては、飼われている猫に比べ、病気やけが、また事故により命を落とすことが多いからです。

先日、我が家の前の道路脇で、事故に遭ったと思われる猫を見つけました。外傷はなかったのですが、動けずにいました。近所の人と一緒に保護し、病院での治療も考えていましたが、しばらくして残念ながら亡くなってしまいました。この経験から、ちょっと確認しておきたいということで質問します。

要旨（4）道路でけがをした飼い主のいない猫を見つけた場合の対処はどうしたらよいか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

道路でけがをした猫を見つけた場合につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の第36条に、負傷動物等を発見した場合は都道府県知事に通報するよう定められておりまして、本市においては千葉県動物愛護センターに通報することとなっております。通報を受けた千葉県動物愛護センターでは、当該猫が自力で活動できない状態であれば保護をしていると伺っております。

○角 麻子君

できましたら、ホームページにその内容を載せていただいて、周知していただけないでしょうか。猫を保護した際に、私の体験ですが、対処方法をネットで検索しました。検索する際、まずは市のホームページを見ましたが、残念ながら答えはありませんでした。結局、猫は死んでしまったので、クリーンセンターにお願いして対処してもらったんですけども。

対処方法を知らない市民が同じような場面に遭遇した場合、やはり市のホームページをまずは開くと思います。ですから、対処方法とか、印旛保健所の連絡先を載せていただけると非常に助かると思いますので、どうぞお願いいたします。

私の住む地域に、TNR活動をされていた方がいらっしゃいます。数人でお金を出し合い、

手術をしたそうです。手術費用の助成があったら助かったとおっしゃっていました。

そこで、要旨（5）千葉県「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等推進事業」を活用し、市としての地域猫活動の取組開始を望みますが、いかがでしょうか。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

千葉県では令和元年度より、地域における猫による環境問題対策を加速させるとともに、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、猫の殺処分の減少を図るため、市町村が実施する不妊・去勢手術の経費の一部を助成する事業を始めました。内容としましては、地域猫活動に対する補助事業を行っている市町村を対象に、不妊・去勢手術費用を猫1頭当たり市町村交付額の2分の1、上限5千円が補助されます。また、地域猫活動の取組開始費用として上限15万円が補助されます。

当該事業は、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐには有効な事業と思われませんが、現在のところ、地域猫活動に対する相談は受けておりませんので、地域住民からのご相談がございましたら、当該補助制度の取組につきまして検討してまいりたいと考えております。

**○角 麻子君**

先ほどの答弁にありましたが、個人的にTNR活動をされている方もいらっしゃるということでしたので、ぜひ相談があった際には前向きに検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、質問事項4、犬の散歩について、質問いたします。

愛犬を散歩に連れていく際には、自分たちが楽しむためにも、また周りを不快にさせないためにも、正しくマナーを守ることが大切です。散歩のマナーとして気を付けたいこととして、トイレのマナー、リードのマナー、人や他の犬に会ったときのマナーなどがあります。今回はトイレのマナーについて、質問します。

最低限のトイレのマナーとして、他人の家の敷地付近や店先など、周りに迷惑がかかる場所でのトイレはさせない、それ以外の場所で排泄した場合でも、ふんは必ず持ち帰り、おしっこは水で流すなどして、周りに迷惑をかけないように後始末することだと思っております。我が家にも犬がいますので、毎日、朝夕、散歩に行きますが、気になるのが、道に残されたふんです。

そこで、要旨（1）飼い主の散歩マナーについて、①犬のふん被害に対する苦情や相談等はあるのか、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

犬の散歩中におけるふん被害につきまして、特定の飼い主に対する苦情、相談は今のところございませんが、犬のふんを持ち帰るよう啓発する表示板を用意しておりまして、希望者にお配りしております。なお、犬のふんを持ち帰らない飼い主が特定された場合は、印旛保健所とともに指導、助言を行います。

○角 麻子君

確かに現場に出くわさない限り、飼い主の限定は難しいと思います。

本市には、さわやかな居住環境を確保することを目的とした、さわやかな環境づくり条例があります。その中で、犬の飼い主の責務も明記されています。

そこで、②さわやかな環境づくり条例をもっと周知し、飼い主の散歩マナーの強化を啓発してみてもどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

さわやかな環境づくり条例では、ごみのポイ捨て防止とともに、犬の飼い主の責務を定められておりまして、犬の飼い主は、飼い犬を散歩または運動をさせるときは綱等をつなぎ、制御できるようにするとともに、ふんを收容するための袋その他の用具を携帯し、当該飼い犬がふんをしたときは当該用具に收容して持ち帰り、適切に処理しなければならないと規定しております。

今後も本条例を周知し、清潔で美しい街づくりを進めてまいります。

○角 麻子君

これは提案なんですけれども、ホームページでふんの放置が多い地域の写真をあえて載せて、市民に周知してみてもどうでしょうか。

○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

現在、動物を飼うときのマナーにつきましてはホームページや広報で周知しているところがございますけれども、ご提案のありました方法も参考にさせていただいて、今後、飼い主の散歩におけるマナーの啓発に必要な取組について、検討してまいります。

○角 麻子君

犬は、自分がしたふんの後始末はできません。一部の心ない飼い主のために動物の飼育者全体に悪いイメージを持たれてしまうのは、とても残念でなりません。他市では、犬のふん問題に対し市民の協力をもらって、厳しく啓発しています。例えば、市内のパトロールをしてもらったり、放置したふんの周りを黄色のチョークで囲み、発見日時を書き込むイエローチョーク作戦を実施するなど、様々な対策をしております。ぜひ、飼い主のマナーの強化をよろしくお願いいたします。

公益社団法人千葉県獣医師会が千葉県警察本部と協力して行っている活動、わんわんパトロール運動というものがあります。子どもたちが犯罪に巻き込まれないように地域ぐるみで見守るため、犬の飼い主の協力を得て、子どもたちの下校時などに犬の散歩をするというものです。私も会員として登録し、この1月から参加し始めております。犬の散歩は毎日します。その時間帯を子どもたちの下校時間に合わせる、たったそれだけです。不審者の目撃情報は、大抵が下校時間帯です。市内の飼い主たちが一斉に下校時に散歩に出るだけで、街中をパトロールすることになり、抑止力につながるわけです。地域のボランティア活動、わん

わんパトロールは、全国的に広がりつつあるそうです。

そこで、要旨（２）子どもたちの下校時などに犬を散歩してもらい、わんわんパトロール運動を、犬の飼い主に協力してもらってはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

わんわんパトロール運動は、犬の飼い主が子どもたちの下校時刻等に犬の散歩をしながら見守り活動を行うというものであり、犬の散歩をしながら、地域の見守りの目が増える点は当該活動の利点であると考えられますので、今後、当該活動を広く周知し、犬の飼い主に対しまして、ご協力をお願いしてまいります。

○角 麻子君

お金は一切かかりませんので、ぜひよろしく願いいたします。

今回はペット関連を質問させていただきました。八街は、人にもペットにも優しいまちであってほしいとの思いで、やらせていただきました。最後に、ペットと人が共生できる街づくりに、ぜひこれからも取り組んでいただけますようお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、公明党、角麻子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、昼食のため休憩といたします。午後は１時１０分より再開いたします。

（休憩 午前 11時52分）

（再開 午後 1時09分）

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、立憲民主党、新見準議員の個人質問を許します。

○新見 準君

立憲民主党の新見準でございます。

質問を始める前に、前回の一般質問で、私はとんでもない勘違いをしておりました。今、妊婦は14回まで健診が無料になっております。私はそれを把握しないで質問してしまいました。大変申し訳ございません。

それでは質問に入らせていただきます。

妊産婦支援ということで、出産までの包括的支援を。

妊娠時の検査受診数は14回が推奨され、指定検査の項目は公費で無償ですが、医師の判断で指定検査項目以外の検査をする場合があります。これらは自己負担となりますが、指定検査項目以外の自己負担金を市で全額補助する考えはございませんでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

妊産婦への支援につきましては、国が創設しました出産・子育て応援交付金による経済的支援の出産・子育て応援給付金と、不安感・孤立感を抱く妊婦・子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援を一体的に実施いたします。

なお、出産・子育て応援給付金につきましては、妊娠期の妊婦健診受診時の交通費等や、出産後に必要なベビー服等の育児関連用品の費用、また産後ケア・一時預かり等の利用者負担に対する経済的支援として、現金を給付するものでございます。

また、本市独自の施策として、妊婦が健康診査や出産のために市外の医療機関へ通院する際の交通費や、超音波検査等の費用の経済的負担を軽減するため現金を給付する妊婦支援給付金給付事業を併せて実施いたします。本市におきましては、現時点で指定検査項目以外の自己負担金を全額補助する予定はございませんので、これらの給付金をご活用いただきたいと考えております。

#### ○新見 準君

項目外を補助しているのは、印旛郡市では成田市だけがやっております。ただし、上限がございまして、1回1千780円を補助と。聞いたところ、1人が平均10回、年間で延べ623人が補助を受けているという話です。金額は年間で1千90万円で、令和3年に成田市は新生児818人が生まれていますけれども、自己負担が出た場合は1千780円まで補助してくれますけれども、ごめんなさい、もう一回言いますけれども、年間で1千90万円しか、かかっていないんですね。僕は今すぐとは言いません、4年、5年後、この補助金をぜひとも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

現状といたしましては、先ほど市長からも答弁を差し上げましたとおり、出産・子育て応援給付金と。

それから本市の考え方といたしまして、妊婦支援給付金につきましては幅広く、全ての妊婦に対していろいろなものに使えるようにということで、令和5年4月から2万円ということで始めさせていただきますので、当面はこちらをご利用いただいて、その後の社会情勢の変化ですとか、そういうものもあるでしょうから、その辺を十分に見極めまして、その上でどうしていったらいいかということについては検討させていただきたいと考えております。

#### ○新見 準君

ぜひともよろしく申し上げます。

それでは、デマンド型乗合タクシーの実証実験について、お聞きします。

デマンド型乗合タクシーの活用なんですけど、①デマンド型乗合タクシー3台で2年6か月の実証実験をされるということですが、1日の予約件数が何件あると考えておりますでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市のデマンド型乗合タクシーの実証運行計画では、1日の運行時間は午前8時から午後5時までの9時間を予定しておりますが、法で定められた乗務員の休憩時間を勘案しますと実働時間は8時間となります。1日当たりの利用者数は、3台の車両がそれぞれ1時間に1回程度運行し、近隣自治体の平均的な乗合状況を参考に算出しますと25名から30名程度を想定しております。

デマンド型乗合タクシーは本市にとって初めて導入する公共交通機関となりますので、どの程度の利用需要があるかは、実証運行により検証してまいりたいと考えておりますが、まずは運行区域の設定、予約から配車、運行まで一括して管理できるITシステムの導入、コールセンターの設置、またデマンド型乗合タクシーの利用料金を500円に設定し、利用する公共交通機関の分散を図るなど、運行計画を工夫することにより、可能な限り市民の皆様の予約に応じられるよう、効率的で効果的な運行を目指してまいります。

**○新見 準君**

ありがとうございます。

ただ、予定した予約件数を超える日が続いた場合、デマンド型乗合タクシーの台数を増やす考えはございますでしょうか、お聞きします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

本市のデマンド型乗合タクシーは、実証実験という試験的な形態での実施を計画しております。ご質問にあります車両の増車につきましては、実証実験期間における実際の利用状況や既存の公共交通機関とのバランス、市の財政状況等から総合的に判断いたしまして、必要に応じて反映してまいりたいと考えております。

なお、デマンド型乗合タクシーにつきましては、本市にとって初めて導入する新たな公共交通となりますので、実証実験を通しまして、利便性が高いだけでなく、将来にわたって持続可能となる公共交通サービスを目指してまいります。

**○新見 準君**

ありがとうございます。

八街市内は交通網が非常に貧弱で、不便だという話がいっぱい出ております。それによって人口がだんだん減ってきたという過程もございます。ぜひとも必要に応じて、反映できるような交通網にしていきたいと思います。

それでは、③妊産婦関係なんですけれども、本市には産科がございません。妊婦さんが市外の産科で検診を受ける場合は、デマンド型乗合タクシーを利用できるようにしていただきたいと思っております。それはなぜかという、おなかが大きい状態で自分で運転したら非常に危険です。今日で3回目です、これを言うのは、それを考慮して、デマンド型乗合タクシーを使えるようにしていただきたいとお願いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

本市のデマンド型乗合タクシーについては、既存の公共交通機関との役割の明確化や、可能な限り市民にとって予約が取りやすく、利用希望に応じた運行とすることを目的として、運行区域を市内に限定しております。

しかしながら、ご質問にありますとおり、本市には産科がないことから、妊婦の方の多くは市外の病院等に通院されております。本市ではこのような状況を課題と捉え、妊婦の方やその家族を支援するため、令和5年度から新たな事業として、通院や出産時等に係る交通費等を助成する妊婦支援給付金給付事業を開始することを予定しております。

このように、デマンド型乗合タクシーについては市内運行として計画しておりますが、これに代わる市独自の事業として妊婦支援給付金給付事業を実施することにより、妊婦の方やその家族が安心して子どもを産み育てられる、子育てのしやすい街づくりを推進してまいります。

#### ○新見 準君

妊婦支援給付金は2万円ですよね。例えば、ここから成田へ行った場合、片道で8千円ぐらいかかりますけれども。そういうことも考えて、なるべくデマンド型乗合タクシーが使えるように、お願いしたいと思います。

八街で子育てするのが一番いいと言われるような市にしていきたいと思います。そのためには、子どもたちに予算をなるべく多く使っていただきたいと思います。パイは決まっていますから、どこかを削らなきゃいけないわけです。難しいこととは思いますが、これからはなるべく子どもたちにお金を使っていきたい。子どもを育てるのは国であり、そして自治体であり、地域です。親だけが子どもを育てるわけではございません。皆さん、一緒に子どもを育てていきましょう。

以上、終わります。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で、立憲民主党、新見準議員の個人質問を終了いたします。

次に、木村由希子議員の個人質問を許します。

#### ○木村由希子君

木村由希子です。私は1人の母親として、市民として、できるだけ簡単で易しい言葉で、誰でも分かるような質問をさせていただきたいと考えております。ご答弁もどうぞ、誰が聞いても理解できるような、易しい言葉でのご対応をお願いいたします。

それでは通告に従い、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、農業についてです。

要旨1、市内落花生の買取価格下落について。

①昨年の落花生取引価格について、伺います。

きっかけは、ママ友農家の切実なお話でした。昨年収穫した「千葉半立」という落花生が予想の半分以下の取引価格だったために、大変落ち込んでおられました。いろいろと調べてみ

ると、早期に出荷した農家は例年どおりの金額で取引ができており、出荷が遅くなった農家は極端に低価格での買取りとなったようです。一例を挙げれば、初期に出荷した農家の価格は30キログラムで2万2千円、11月下旬以降の価格は30キログラムで7千円ほどだったとのことです。

このような現状を市では把握されているのでしょうか。お伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

落花生の取引価格につきまして、市内の落花生業者に確認しましたところ、生産者と落花生業者により基本的な価格を定めているとのことでございますが、天候などによって生産量や品質が大きく左右されることで、保存性に乏しく出荷量を調整するのが難しいことから、価格変動することがあると伺いました。

また、昨年につきましては豊作であったことから、例年より安価であったと伺っております。

**○木村由希子君**

農家は1年間、様々な作物を栽培されるため、栽培期間の重なる作物を育てている場合、落花生の播種時期が遅めになる農家も当然いらっしゃると思います。ここ数年は落花生の不作が続いており、落花生の価格は高騰する一方でした。販売業者が落花生不足で営業できないような事態もありました。市長のご答弁どおり、そのような中、昨年はやっと豊作となりましたが、豊作ゆえに価格が下落したということです。仕方がないことだと言ってしまうと、それまでもかもしれません。ですが、考えてみてください。落花生は生育期間が葉物野菜などと比べると長く、予想していた収入が3分の1にまで減ってしまえば、農家の気力もなえてしまいます。一昨年前までは不作に苦しみ、豊作のときには価格下落に苦しむ。特に、農業従事者の高齢化や担い手不足の中、市の特産品である八街産落花生を絶やさないためにも、作り続けていただかなくてはならない作物です。

年々、落花生の作付面積は減少しており、千葉県全体でもピークだった昭和40年には6万6千500ヘクタールありましたが、輸入などの影響で徐々に減少し、令和元年には6千330ヘクタールと、10分の1以下になりました。実際に八街市での数値は見つけることができなかつたのですが、同じように減少していると考えられます。昨年の豊作で落花生が余ってしまうため、今年の作付けを減らすよう、業者から促す対応もされていると聞きました。今年の作付けが激減しては、来年の種の確保に問題は生じないのかという心配もあります。

野菜には、指定野菜の価格の著しい低落があった場合、野菜価格安定制度がありますが、市の代表作物である落花生について、市独自の対応は検討されているのか、実施されているのか、伺います。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

野菜価格安定制度につきましては、生産者に補給金を交付することで野菜農家の経営に及ぼ

す影響を緩和し、時期作の確保と消費者への安定的な供給を図る制度であり、指定野菜14品目について定められたものであり、残念ながら落花生につきましては指定されておられません。

ご質問の落花生についての市独自の対応につきましては、独自の施策はございませんが、農業経営の収入減少を広く補填する保険制度として、農業経営収入保険への加入について、お願ひしているところでございます。この収入保険につきましては千葉県農業共済組合が窓口となり、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々な収入減少を補償する保険となっております。また、収入保険は国からの補助も受けて運用されておりますので、市では、収入保険の加入について、農家組合連合会を通じましてパンフレットを配布し、加入を推進しているところであります。

#### ○木村由希子君

私は農家の意欲向上のためにも、市として特産品である八街産落花生の生産を後押ししていただきたいと願っております。そのためにも、独自の生産農家救済対応もご検討いただきたいです。豊作で過剰になってしまう落花生についても、例えば全国の子どもから一般の大人まで、広く落花生を使ったレシピの考案などを募集し、発表し合うようなイベントを開催する、落花生まつりに合わせて募集し、まつりの際に試食販売や表彰などがあれば、よいPRにつながったり、新たな商品開発にもつながると思いますので、ぜひご検討いただけたらと思います。

ここで、要旨2の方に移りたいと思います。要旨2、食料自給率について、伺います。

農林水産省では2022年6月に食料安全保障に関する省内検討チームを立ち上げ、日本の食料安定供給に関するリスクについて、包括的な検証を行ったとされます。検証結果で、輸入に依存する燃油、肥料、飼料作物の価格高騰リスク、労働力・後継者不足のリスク、地球温暖化のリスク、家畜伝染病のリスクが挙げられています。それも含めて質問させていただきます。

昨年末には東大教授による日本の食料自給率についての緊急声明が発表されました。

そこで、まず八街市の種の国内自給率、化学肥料の国内自給率について、伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

日本の食料自給率につきましては、農林水産省によりますと、令和元年度の食料自給率は、供給熱量ベースで38パーセント、生産額ベースで66パーセントと、諸外国と比較しても低い水準であると示されております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や世界的な食料価格の高騰などから食料の安定供給を脅かすリスクも多様化する中で、輸入に頼らず、食料自給率を向上させ、国内で食料の安定供給を将来にわたって確保していくことは重要であると認識しております。

なお、八街市の食料自給率につきましては算出されておませんが、千葉県の令和元年度の食料自給率は、供給熱量ベースで24パーセント、生産額ベースで60パーセントと、国内

自給率よりも低い水準であります。

こうした中、私は全国市長会・千葉県市長会、また、会長を務めております千葉県農業改良普及事業協議会の場でも、国に対しまして、再三、食料自給率50パーセントを実現するよう、常々申し上げているところでございます。しかしながら、自給率向上には、国だけでなく地方公共団体、農業者、農業団体、食品産業、消費者、消費者団体が適切な役割分担の下に取り組むことを必要としておりますので、市といたしましては市場の動向や消費者、実需者のニーズを踏まえた品質改善や経営規模拡大等による生産性の向上、供給の安定化を図れる農業生産振興を推進することで自給率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○木村由希子君

ご答弁ありがとうございます。

今、市長がおっしゃったように、日本の食料自給率はカロリーベースで38パーセントと言われております。ところが、さきに申し述べました元農水省出身の農学博士、鈴木宣弘東大教授は、国産80パーセントと言われている野菜も、種の9割は外国産であることを鑑みれば、実際の野菜の自給率は10パーセント。化成肥料や原料の自給率は、ほぼ0パーセント。畜産や鶏卵は国産率97パーセントだが、飼料で使われるトウモロコシは100パーセント輸入で、それが止まれば自給率は12パーセント。ひなも、ほぼ100パーセントが輸入であり、これら生産資材の自給率の低さを考慮すると、実際の日本の食料自給率は38パーセントどころか10パーセントあるかないかと指摘されています。このまま種や原料の海外依存を続けていくと、2035年までに自給率は畜産で1から2パーセント、野菜は4パーセント、命綱とも言える国産97パーセントの米も野菜と同様になると試算されています。もし海外からの物流が止まれば、飢餓により国民の生命を守ることができなくなってしまう可能性があるということです。

物騒な話ですが、昨年8月には米大学研究チームが科学誌のNature Foodでも、もし核戦争が起きた場合、直接的被爆による死者は世界で2千700万人、さらに深刻なのは食料生産減少と物流停止により世界で2億5千500万人の餓死者が出て、そのうち日本が3割を占め、人口の6割にも及ぶ7千200万人が餓死するという試算が発表されました。とてもショッキングな数字ですが、さきに述べられた自給率の状況を鑑みれば、あり得ないことではないと思います。

現状でも、コロナ感染症や異常気象による干ばつ、新興国による大量の食料輸入、ウクライナ紛争、燃料高騰等、様々な要因により国産農業生産コストは一昨年に比べ、肥料、飼料ともに2倍、燃料は3割増しと高騰している一方、農産物価格はほとんど上がらず、農家は苦境に立たされています。

そこで、今後の農産物の生産について、市独自の対応は考えられているのか、伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

日常的に必要な食料の生産につきましては、国内の農業生産だけではなく、食生活の変化に

よる食料消費の在り方に左右されるものであり、食料自給率を向上させるためには、農業生産及び食料消費の両面にわたる取組が必要であると考えております。

このため、本市では小麦などの国産農産物の生産、販売を行う農業者に対しまして、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を交付し、生産意欲の向上を図っており、本市の農事組合法人も交付金を活用し、小麦の生産を行っているところであります。

さらに、本市では小麦の種子の購入費に対する補助を行っておりまして、本年度は補助率を3割から5割に引上げ、小麦生産量の拡大に向け、支援の拡充を図っております。

#### ○木村由希子君

ご答弁ありがとうございます。主要作物である小麦の支援については、今後ともより多くの支援をお願いしたいと思います。

要旨3に移ります。農業の担い手の施策について、お伺いいたします。

食料安定供給に関するリスクの中に、労働力・後継者不足のリスクが挙げられております。さきの市長の所信表明演説で、少子高齢化の進展により農業従事者も高齢化が進み、農業の担い手不足が大きな課題となっており、そこで本市の持続可能な農業を目指すため、農業を牽引する経営体の育成に注力し、新規就農者へのさらなる支援に努めてまいりますとおっしゃられておりました。

具体的にどのような施策をされているのか、伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農業担い手の施策につきましては、基幹産業である本市の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や後継者不足などにより農業者が減少しており、急務の課題と考えております。そのため本市では、農家数減少の抑制と新たな担い手の確保を図るため、国の制度を活用し、新規就農者育成総合対策の事業や、この支援制度に該当しない親元就農者も重要な担い手であることから、市独自の農業後継者育成支援給付金の交付事業により、担い手の確保、育成に努めているほか、千葉大学と連携した農業体験インターンシップ事業や農業体験ツアーなど、本市での就農や定住に結び付けるための事業も実施しているところでございます。

今後も新たな担い手の確保、育成に努めるとともに、農業分野における様々な問題を国や県、JA及び千葉県農業者育成支援センターなどの関係機関と連携してまいります。

また、小川喜敬議員の一般質問でご答弁申し上げましたとおり、現在、就農希望者への支援策として、JA千葉みらい及び県担い手支援課、印旛農業事務所、市、農業委員会とが連携いたしまして、栽培技術や販路の確保、研修先の調整、農地や定住先の紹介など、各組織がそれぞれの役割を發揮し、ワンストップで就農希望者の相談に対応し、スムーズな独立就農を後押しできる体制の構築を目指しまして、現在、組織の立ち上げに向けまして準備を進めているところでございます。

#### ○木村由希子君

ありがとうございます。

若い人材の確保が全国的に必要な中、さきに述べましたリスク等を鑑みますと、今後は自給率ほぼ0パーセントの化学肥料に頼らず、環境保全型農業への思いきった転換も必要ではないかと考えます。農水省も2021年に、2050年までに有機農業用農地を100万ヘクタール、全体の25パーセントに増やす目標などを盛り込んだ農業戦略をまとめております。

八街市も今後、有機栽培や減農薬栽培、自然農法などにも力を入れてくださる新規就農者が増えるよう、さらなる後押しが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○経済環境部長（相川幸法君）

お答えいたします。

先ほど市長の方からご答弁申し上げたとおり、農業者の高齢化や後継者不足などによる減少が課題と考えております。そこで、農業を志す人をさらに支援するためには、地域を挙げて後押しし、就農までスムーズに導くことが重要であると考え、組織づくりについて、市長の方から指示がございました。

この組織は、栽培技術や農地の問題、農用機械の導入や住宅など、幅広く支援するため、県や市、また農業委員会などの行政とJAが連携いたしまして、各組織が持つそれぞれの役割を発揮いたしまして、ワンストップで後押しできる体制を構築しようとするものです。令和5年度中の組織の設立を目指しておりまして、新規就農者のみならず、広く農業支援を進め、本市農業のさらなる発展につなげてまいりたいと考えております。

#### ○市長（北村新司君）

今、担当部長の方から組織の立ち上げにつきまして説明がございましたけれども、そのほかに、実は千葉県の熊谷知事は農業に対して大変強い思いがございまして、千葉県総合計画の中で、新しい時代を具体的に実現するために千葉県農林水産業振興計画を作成していただきました。次世代を担う人材の育成・確保、農林水産業の成長力の強化、生産流通体制の整備推進、市場動向を捉えた販売力の強化などに重点的に取り組むということで、熊谷知事が発言されております。私もそうした関係の中で、たまたま千葉県農政審議会の委員に指名されておりますので、熊谷知事にも、今、木村議員が提案したことをしっかり発言し、千葉県農業あるいは八街市の農業のためにしっかり発言してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

#### ○木村由希子君

ありがとうございます。ぜひ有機農業、自然農法などに取り組んでいただけるようにしていただけたらと思います。

以上、農業に関する質問はここまでにします。

続いて、質問事項2、環境危機について、伺います。

要旨1、最近の気候変動について。世界中の気候危機について、質問いたします。

日本人の環境活動家、谷口たかひささんは2021年、国連総会で次のように訴えました。気候危機は人類史上で最大の課題です。既にたくさんの影響をもたらしています。深刻な干ばつが頻発しており、水や食料不足を引き起こしています。南極では20度以上を記録、北

極圏も38度を記録し、科学者の予想をはるかに上回るスピードで氷床が溶け、海の近くに住む人の移住を余儀なくさせています。さらに恐ろしいのは、人は住む場所や資源を失い始めたとき、残った資源を奪い合う争いを始めます。つまり、気候変動は環境問題というだけでなく、平和の問題でもあるのです。気候変動によって、私たちが一番に失うものは、自然ではなく平和なのです。みんなが知れば、必ず変わります。気候変動に無関心でいられる人はいても、無関係でいられる人はもういません。私たちが気候変動の影響を受ける最初の世代で、これを止めることができる最後の世代です。私たちは、愛すべきものたちと地球の、最後にして最高の希望です。どうして、まだ時間のあるときに何もやってくれなかったのか。自分にできることは全てやったと、胸を張って、そう言える自分であるために。このように、日本の環境活動家が世界に向けてスピーチしました。

前の農業関連質問でも申し上げた食料安定供給に関するリスクにも、地球温暖化のリスクが挙げられております。そこで、現在の八街市の気候危機への認識について、どのように受け止められているのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市の気候危機への取組ということでありまして、八街市の取組といたしましては、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間といたしまして、八街市役所地球温暖化対策実行計画を策定し、基準年度である平成25年度の温室効果ガスの排出量から、令和11年度までに40パーセントを削減目標として、庁舎内や市で管理している施設等の照明設備のLED化をはじめ、環境配慮型の設備機器等への改修・更新を進めてまいりました。

また、住宅用設備等脱炭素化促進事業により、住宅の省エネ対策や電気自動車などを購入した方に対して、経費の一部を助成しており、本事業により導入促進が図られることで、二酸化炭素の削減につながると考えております。

さらに今年度、再生可能エネルギーである木質バイオマス発電事業者と、市内で発生しました伐採木や災害等による被害木の受入れについて、協定を締結したところでございます。千葉県においても、千葉県地球温暖化対策実行計画の取組の中で、再生可能エネルギー等の活用や省エネルギーの促進などを行っております。本市といたしましても、千葉県と協力しながら様々な取組により脱炭素化を促進してまいります。

また、世界的な気候危機につきましても、生活の利便性向上と同時に、気候変動による問題は年々大きくなっております。産業革命以来、石炭や石油などの化石燃料を燃やし、エネルギーを取り出したことで、大気中の二酸化炭素濃度の上昇など、様々な要因が絡み、気候変動が進行しております。気候変動は目に見える形で深刻化しておりまして、世界中で気候危機と呼ばれるまでになりました。気候危機の影響により、水害や干ばつをはじめとする様々な被害が各地で発生していることを認識しております。

また、日本でも大型の台風などにより記録的な大雨や暴風をもたらし、2019年には八街市におきましても甚大な被害に遭遇いたしました。さらには、化石燃料をこれまであまり

使ってこなかった途上国の方が被害をこうむるという不公平さも、気候危機の大きな問題となっていると聞いております。

これらのような気候危機の被害を抑えるためには、国が示す2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして、本市といたしましても脱炭素化の促進が重要であると考えておりまして、先ほどの八街市の取組を発言したところでございます。

○議長（鈴木広美君）

木村議員に確認しますけれども、（1）最近の気候変動についての①と、（2）環境危機への八街市の取組の①、これを合わせての答弁となっておりますが、質問内容としては（2）①になっておりますが、今のでよろしいですか。

○木村由希子君

要旨2の（1）は飛ばす形になりますか。

○議長（鈴木広美君）

（1）①に関しては今答弁いただいておりますので、それでよろしいですか。

○木村由希子君

はい。

○議長（鈴木広美君）

それでは質問を続けてください。

○木村由希子君

ご答弁ありがとうございます。

では、飛ばしまして、要旨3、教育現場での環境危機への取組をお伺いいたします。

今まで申し上げたように、環境危機は様々な場面であらゆるところに影響を及ぼします。しかし、そういった現実があるにもかかわらず、このような事態を知らずに過ごしている市民も多くいらっしゃるが現実です。先ほどご紹介した環境活動家の谷口氏もおっしゃっていたとおり、無関心でいられても、無関係ではられないものなのです。

そこで、このような問題を市内の学校で取り上げておられるのか、学校教育での環境危機への取組を伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

環境学習については、教育基本法において教育目標の1つとして、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」と明記されており、学習指導要領には道徳科、総合的な学習の時間をはじめ、社会科や理科、生活科など、多数の教科で環境学習に関する内容が記載されています。地球温暖化など、地球規模の課題だけでなく、本市においても令和元年に豪雨被害を受けるなど、環境問題は身近な問題として深刻さを増しております。

こうした課題を解決し、持続可能な社会を実現するためには、環境問題を自分事として捉え、具体的に行動していく必要があります。環境学習の一例として、市内の小学校では、千葉県下水道公社による出張授業を依頼しており、水質浄化の実験などに楽しみながら取り組むな

ど、環境学習の機会と場の確保に努めています。中学校では、総合的な学習の時間でSDGsについて調べ、身近な生活の問題に取り組んだり、理科の気象や自然環境の学習で、様々な災害の発生や、減災するための工夫などを学んでおります。

教育委員会としましては、引き続き、本市の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいけるよう、多様な関係機関と連携しながら、環境学習等を通じた人材づくりを継続してまいります。

#### ○木村由希子君

ありがとうございます。

学校教育で真剣に環境問題に取り組むことで、子どもが家庭で大人と問題を共有し、一人でも多くの方がこの現状を知り、行動していくことができるのではないかと考えます。先ほどの谷口氏は、どこにでも出向いて講演してくださいませ。ぜひ世界に通じる人の生の声を子どもたちに届けていただきたいと思います。一見すると、大き過ぎて手に負えないと思うような問題ですが、地方から一人ひとりが考え、できることをやっていくことが大切です。

市長にお願いです。日本では2020年11月20日に気候非常事態宣言をしております。千葉県でも千葉市が同日の2020年11月20日に気候危機行動宣言、2022年2月25日に柏市が柏市気候危機宣言を宣言しております。ぜひ八街市も気候非常事態宣言をしていただき、気候変動へのさらなる政策立案やキャンペーンなどを優先的に行っていただけないでしょうか。ご答弁をお願いします。

#### ○市長（北村新司君）

気候非常事態宣言は2016年12月にオーストラリア南東部の自治体が宣言を行ったことに起因いたしまして、その後、徐々に世界に広がっております。国内においても、気候非常事態宣言についての取組が行われまして、現在では130の自治体や議会等により、宣言が行われております。千葉県内では千葉市と柏市の2自治体が宣言を行っております。その中では、温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち入っており、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、経済社会の再設計、取組の抜本的強化を国を挙げて実践していくとあります。

八街市におきましても、猛暑、台風、集中豪雨など、温暖化が原因と思われる気候変動が発生している状況でございますので、今後、環境基本計画を策定する予定もありますので、その中で気候非常事態宣言を含め、先進地を参考にしながら検討してまいります。

#### ○木村由希子君

ありがとうございます。

これで私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で、木村由希子議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告された一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題といたします。

明日2月25日から2月27日までは休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。明日2月25日から2月27日までは休日及び議案調査のため休会といたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

2月28日は午前10時から本会議を開き、議案に対する質疑を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、議会改革特別委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

(散会 午後 1時57分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件